

## ご 質 問

市 川 正 司

### 1 「不法滞在者」の発生の原因について

「不法滞在者」とは、在留資格なくして日本に在留する者を指していると理解していますが、このうち、

- ① 難民申請者については、有効な旅券や査証を取得できずに来日する場合が想定されるなど、在留資格を持たない者が相当数存在することが当然に予想されますが、「不法滞在者」のうち難民申請中の者は何名いるでしょうか。
- ② 茨城県、千葉県では農業に従事する不法就労者が多く、愛知県では工員が多いようですが、例えば2010年の茨城県の農業従事常雇人数は7680人、このうち外国人は3753人となっており（「農業と経済」2017年6月号）、これらの県の各産業は外国人の労働に相当部分依存しているようです。

茨城県や愛知県では、技能実習生は何名くらいいるでしょうか。また、不法就労に至っていた者のうち、技能実習から離脱して不法滞在となっていた者は何名いるでしょうか。雇用者側には、農業や繊維産業などでの人手不足から「不法滞在者」を雇わざるを得ないという状況があるでしょうか。

### 2 在留特別許可の運用について

#### (1) 運用の変化の理由

退去強制令書の発付件数は平成24年と平成28年で大きな違いはありませんが、同期間の在留特別許可の件数は3分の1以下に減少しています。このことが、退去強制令書発付処分の効力を争い、あるいは再検討を求めながら、仮放免を受けている人や被収容者の数を増加させている一因になっているとも考えられます。在留特別許可の許可件数が大きく減少している理由はどこにあるのでしょうか、運用基準の変更があったとすれば、どのような経緯でそのようになったのでしょうか。

これに関係して、第6次出入国管理政策懇談会では、日本人との身分関係などの累計ごとに、在留特別許可の許可率が挙げられていましたが、

同様の追跡調査の結果はあるでしょうか。

## (2) 子どもの取扱い

「在留特別許可に係るガイドライン」1の(4)で、初等・中等教育機関に在学し相当期間日本にいる子どもを養育等している者であることを積極要素としており、このことは、子どもの権利条約29条、9条等の趣旨からみても重要な要素な要素と考えられます。また、日本で育ち、教育を受けた子ども自身の在留への配慮についても、子どもの権利条約3条によって求められていると考えられます。そこで、このような条約上の要請にかかわる要素は、より明確な基準として、法律や規則などに規定することも考えられますが、そのような検討はされているでしょうか。今後検討することは予定しているのでしょうか。

また、現実の運用としては、この積極要素の存在を理由とする在留希望者の許否の比率とその推移はどのような状況でしょうか。

## 3 退去強制手続について

退去強制手続の過程では、対象者の諸権利の保障（告知聴聞手続、証人の申請や証拠の提出、証拠の閲覧・謄写、子どもの取扱、代理人の選任、処分理由の具体的・詳細な付記など）も必要と考えられますが、この点について、現行の入管法は具体的な規定を備えおらず、出入国管理令の時代から長期にわたって改正もされていないように思います。また、これらの手続には近時改正された行政不服審査法や、平成5年に制定された行政手続法の適用がありません。

そこで、EUの「域外国民の不法滞在の送還に関する構成国の共通基準及び手続」（2008/115/EU）のような具体的な基準を、法律で定めていくことが考えられますが、検討されているでしょうか。今後検討することは予定しているのでしょうか。